

「外国人雇用状況」の届出状況まとめ【本文】

(令和2年10月末現在)

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、すべての事業主に対して、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けており、ハローワークは当該届出に基づいて、事業主に対する外国人労働者の雇用管理改善や再就職支援などの指導・助言等を行っている。

なお、届出対象となるのは、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、今回公表した数値は、令和2年10月末時点の届出状況を集計したものである。

II 届出状況のまとめ

1 外国人労働者を雇用している事業所及び外国人労働者の状況

(1) 令和2年10月末現在、外国人労働者を雇用している事業所数は267,243か所、外国人労働者数は1,724,328人であり、令和元年10月末現在の242,608か所、1,658,804人に比べ、24,635か所(10.2%)、65,524人(4.0%)の増加となった。

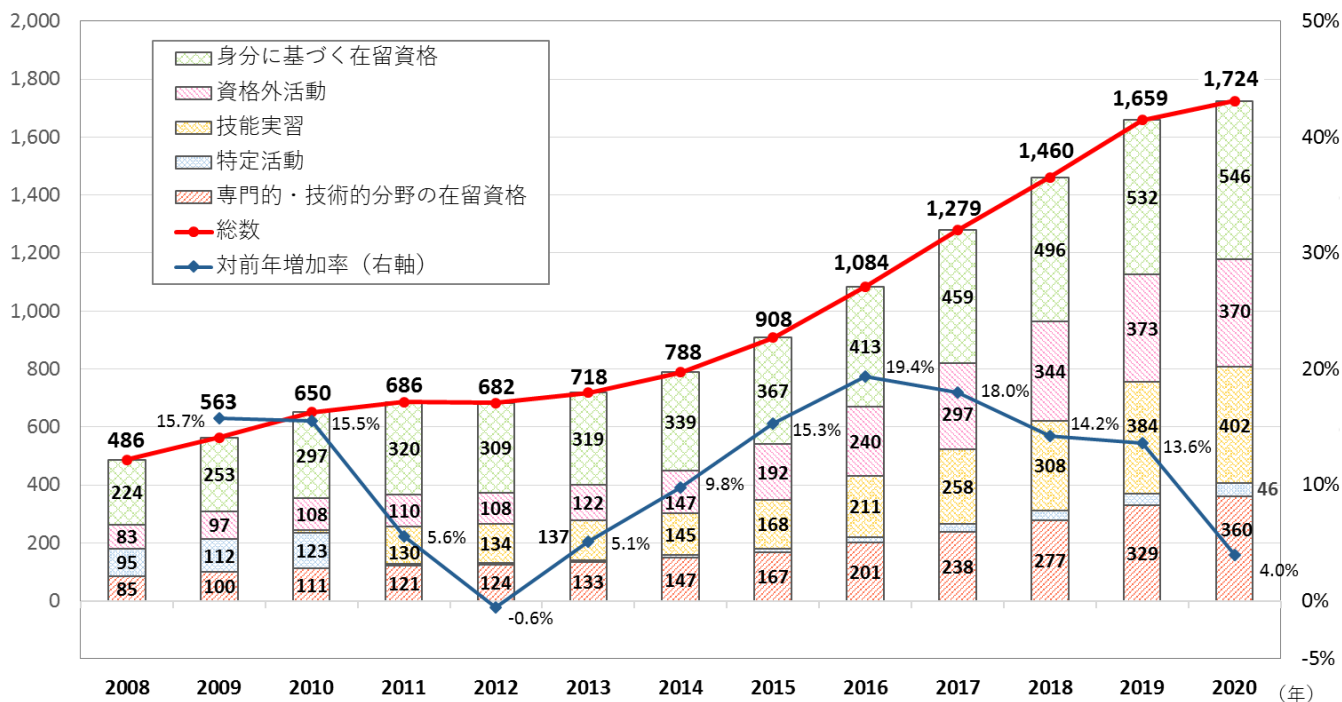
外国人を雇用している事業所数及び外国人労働者数ともに平成19年に届出が義務化されて以降、過去最高の数値を更新したものの、対前年増加率は、事業所数で前年12.1%から1.9ポイントの減少、労働者数で前年13.6%から9.6ポイントの大幅な減少となっている。

産業別外国人労働者数の対前年増加率をみると、「宿泊業、飲食サービス業」が-1.8%（前年比13.4ポイント減）、「製造業」が-0.3%（同11.6ポイント減）、「サービス業（他に分類されないもの）」が3.9%（同11.7ポイント減）、「卸売業、小売業」が9.2%（同5.0ポイント減）と、産業ごとに異なるもののいずれも前年と比較して低下しており、新型コロナウイルス感染症の影響等により雇用情勢に厳しさがみられる中、外国人労働者についても影響が生じているものとみられる。

【図1-1、図2-2、別表2、参考-1、参考-6】

(単位：千人)

図 1-1 在留資格別外国人労働者数の推移



注 1：「専門的・技術的分野の在留資格」とは、就労目的で在留が認められるものであり、経営者、技術者、研究者、外国料理の調理師、特定技能等が該当する。

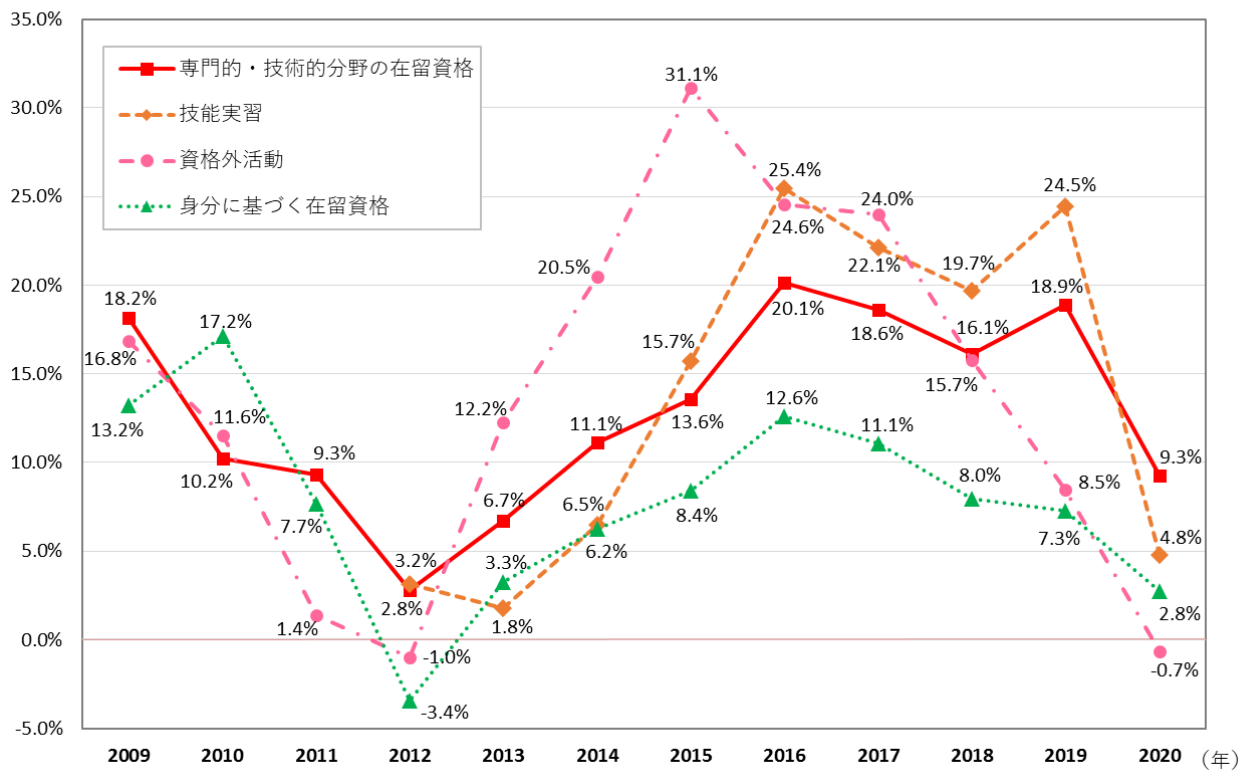
注 2：「身分に基づく在留資格」とは、我が国において有する身分又は地位に基づくものであり、永住者、日系人等が該当する。

注 3：「特定活動」とは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を行うものである。

注 4：「資格外活動」とは、本来の在留目的である活動以外に就労活動を行うもの（原則週28時間以内）であり、留学生のアルバイト等が該当する。

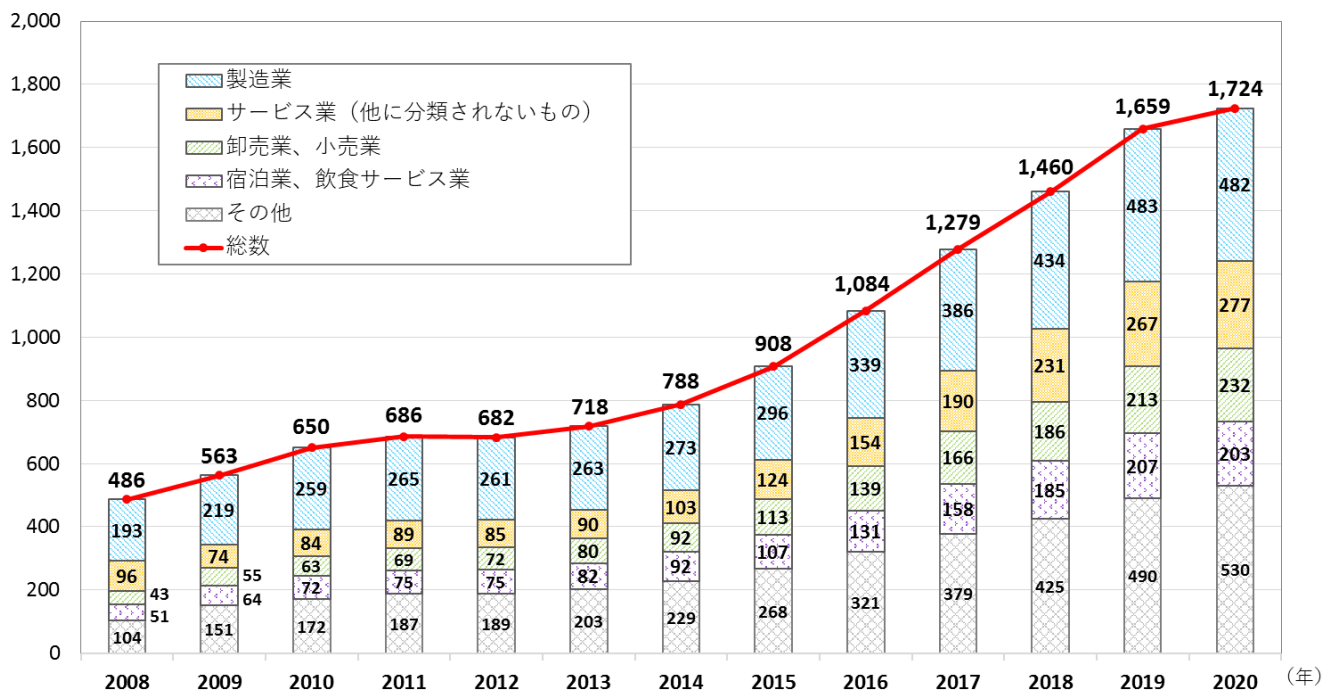
図 1-2 主な在留資格の外国人労働者数対前年増加率の推移

(対前年増加率)



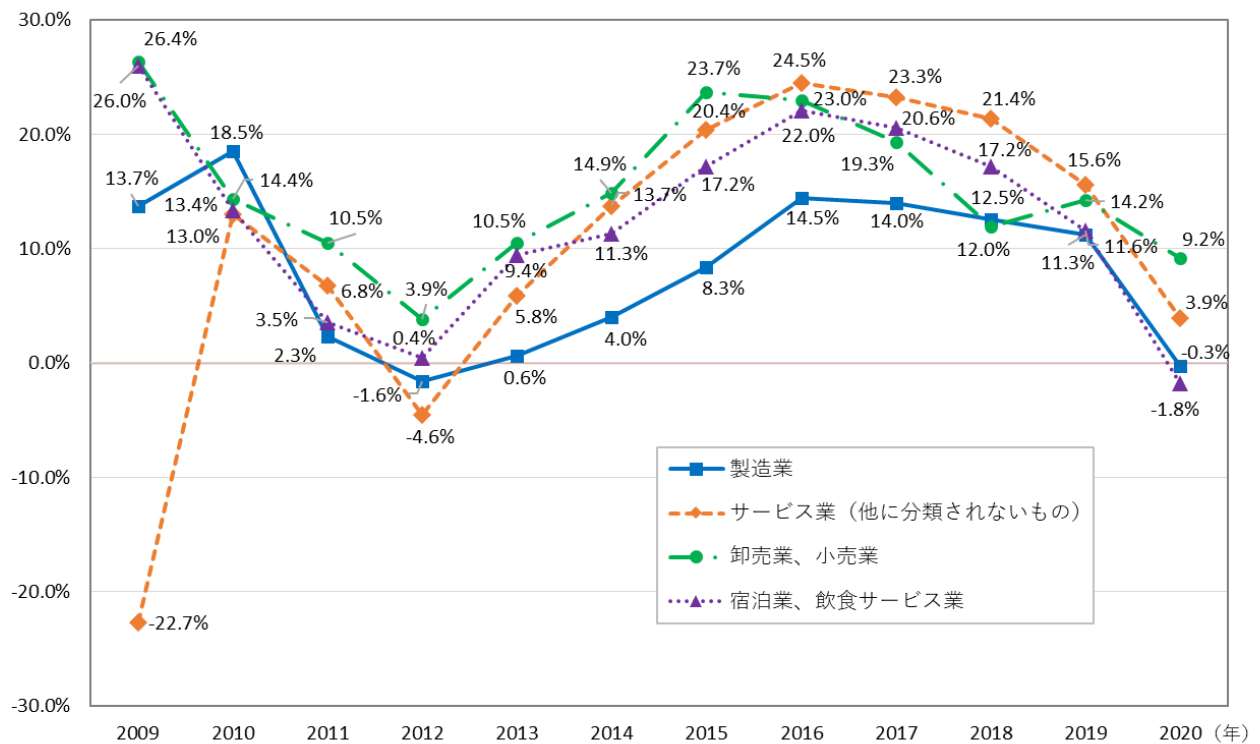
(単位：千人)

図 2-1 産業別外国人労働者数の推移



(対前年増加率)

図 2-2 主な産業分野の外国人労働者数対前年増加率の推移



(2) また、このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所数は 19,005 か所、当該事業所で就労する外国人労働者数は 342,179 人であり、それぞれ事業所数全体の 7.1%、外国人労働者数全体の 19.8%を占めている。前年比では、567 か所 (3.1%)、4,075 人 (1.2%) の増加となっている。

【別表 2、参考-1】

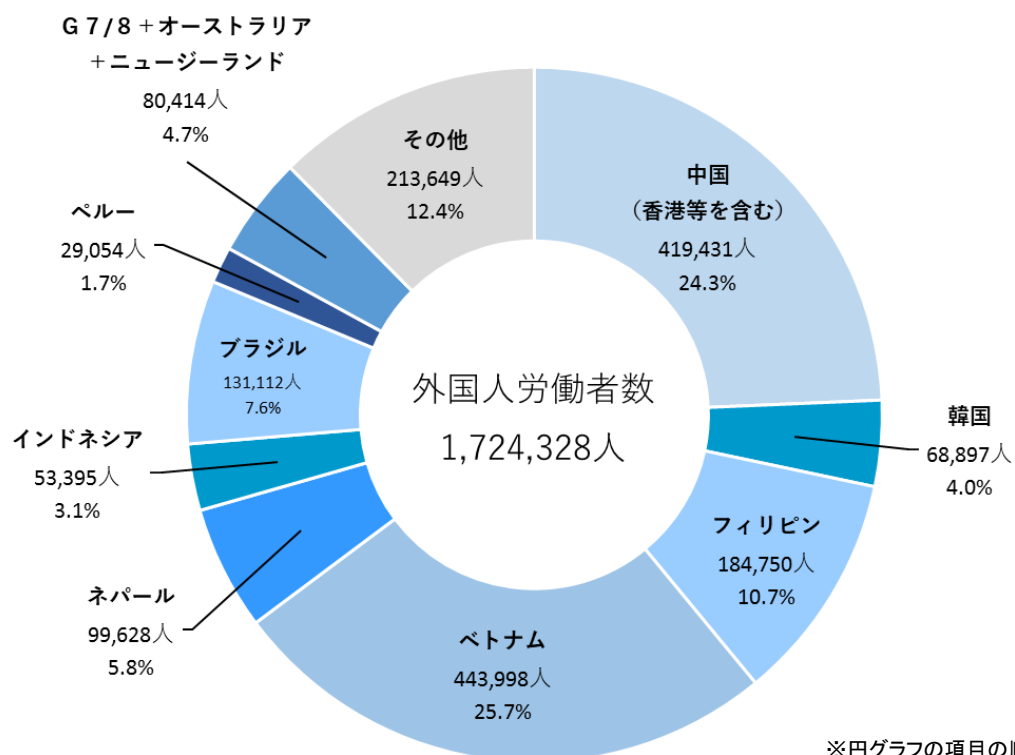
2 外国人労働者の属性

(1) 国籍別にみるとベトナムが最も多く 443,998 人であり、外国人労働者数全体の 25.7%を占める。次いで、中国 419,431 人（同 24.3%）、フィリピン 184,750 人（同 10.7%）の順となっている。

ベトナムは、前年比で 42,672 人（10.6%）と大きく増加し、また、ネパールについても同 7,858 人（8.6%）の増加となっている。

一方、ブラジルは前年比で 4,343 人（3.2%）減少し、このほかペルーが同 500 人（1.7%）減少している。【図 3、別表 1、参考-4】

図 3 国籍別外国人労働者の割合



※円グラフの項目の順番は、
別表1の項目(国籍)の順番に対応

(2) 在留資格別にみると、「身分に基づく在留資格¹」が最も多く 546,469 人で、外国人労働者数全体の 31.7%を占める。次いで「技能実習」が 402,356 人（同 23.3%）、「資格外活動」（留学を含む）が 370,346 人（同 21.5%）、「専門的・技術的分野の在留資格²」が 359,520 人（同 20.8%）の順となっている。

「専門的・技術的分野の在留資格」は、前年比で 30,486 人（9.3%）増加し、

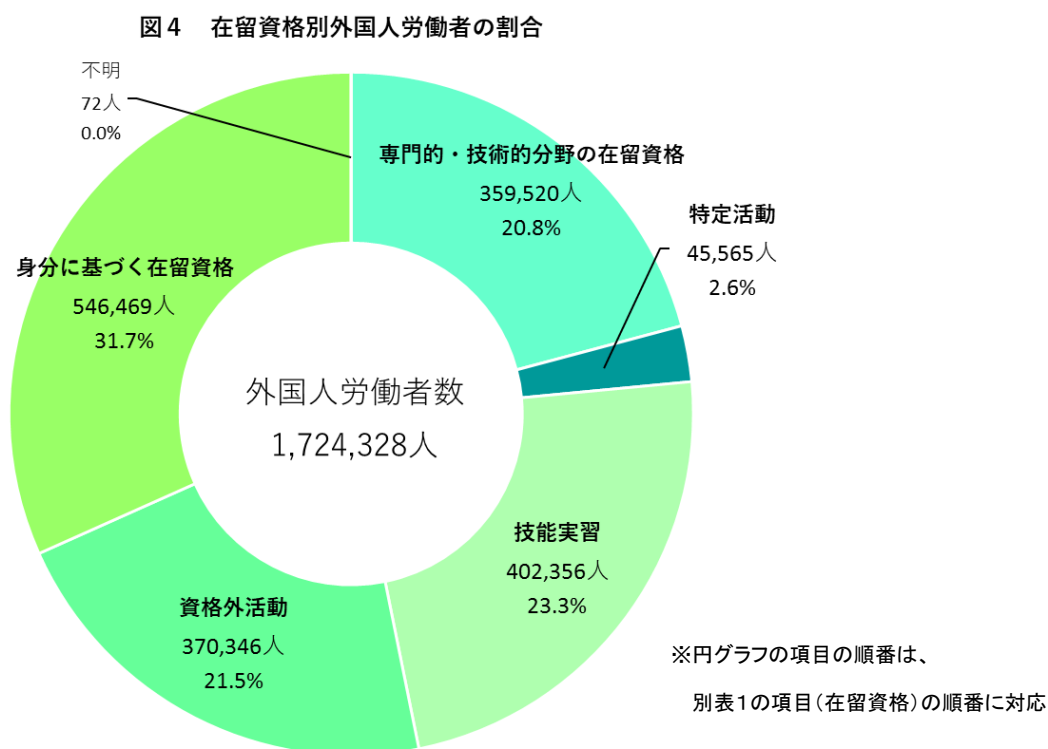
¹ 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

² 「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職 1 号・2 号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「介護」、「技能」、「特定技能」が該当する。

「技能実習」については、同 18,378 人（4.8%）の増加となっている。

一方、「資格外活動」のうち「留学」は前年比で 11,721 人（3.7%）減少しているほか、「身分に基づく在留資格」のうち「定住者」についても同 812 人（0.7%）減少している。【図 4、別表 1、参考-5】

なお、「専門的・技術的分野の在留資格」のうち、平成 31 年 4 月に創設された在留資格「特定技能」の外国人労働者数は 7,262 人³となっている。【別表 9】



（3）国籍別・在留資格別にみると、ベトナムでは「技能実習」が 49.2%、次いで「資格外活動」のうち「留学」が 28.7%を占めている。

中国では「専門的・技術的分野の在留資格」が 29.2%、「身分に基づく在留資格」が 28.4%、「資格外活動」のうち「留学」が 19.0%、「技能実習」が 18.3%となっている。

フィリピンでは「身分に基づく在留資格」の割合が 70.0%を占めており、その内訳をみると「永住者」がフィリピン全体の 41.4%となっている。

ブラジルでは「身分に基づく在留資格」の割合が 98.9%を占めており、その内訳をみると「永住者」がブラジル全体の 48.1%となっている。

インドネシアでは「技能実習」が 62.3%を占めており、ネパールでは「資格外活動」のうち「留学」が 44.3%を占めている。

³ 出入国在留管理庁が公表している特定技能外国人数は令和 2 年 9 月末時点で 8,769 人となっている。「技能実習」から「特定技能」へ移行する場合など、離職を伴わずに、同一の事業主に引き続き雇用される場合には、外国人雇用状況届出の提出が義務づけられていないこと、また、事業主が外国人雇用状況届出を提出するまでは雇入れから一定の期間が設けられていることなどから、一致した数値とはならない。

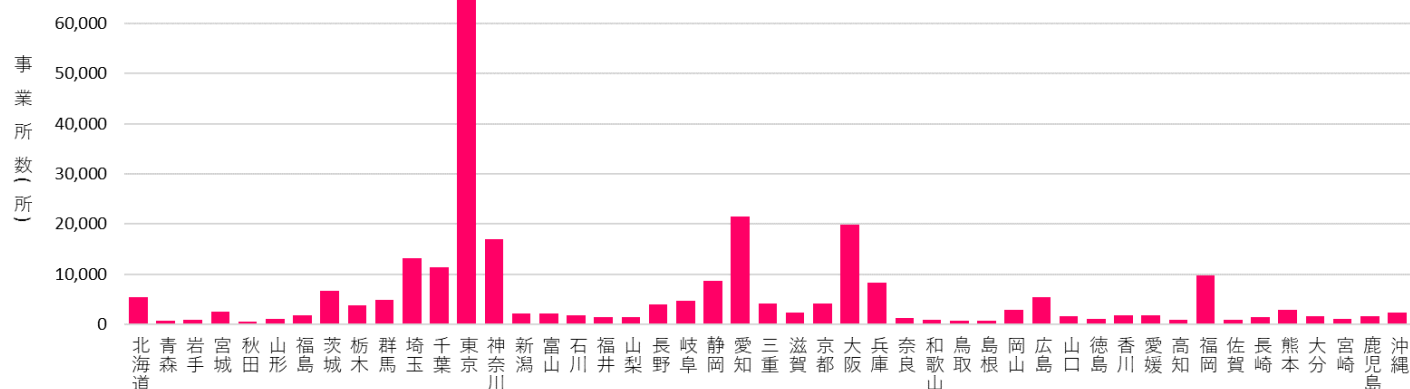
G 7 / 8 等⁴及び韓国では「専門的・技術的分野の在留資格」がそれぞれ 56.9%、44.6%を占めている。【別表 1】

⁴ G7/8 等は、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシア、オーストラリア、ニュージーランドを表す。

3 都道府県別・産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性

(1) 都道府県別の割合をみると、東京が26.2%、愛知が8.1%、大阪が7.5%の順となっている。【図5、別表2】

図5 都道府県別外国人雇用事業所数



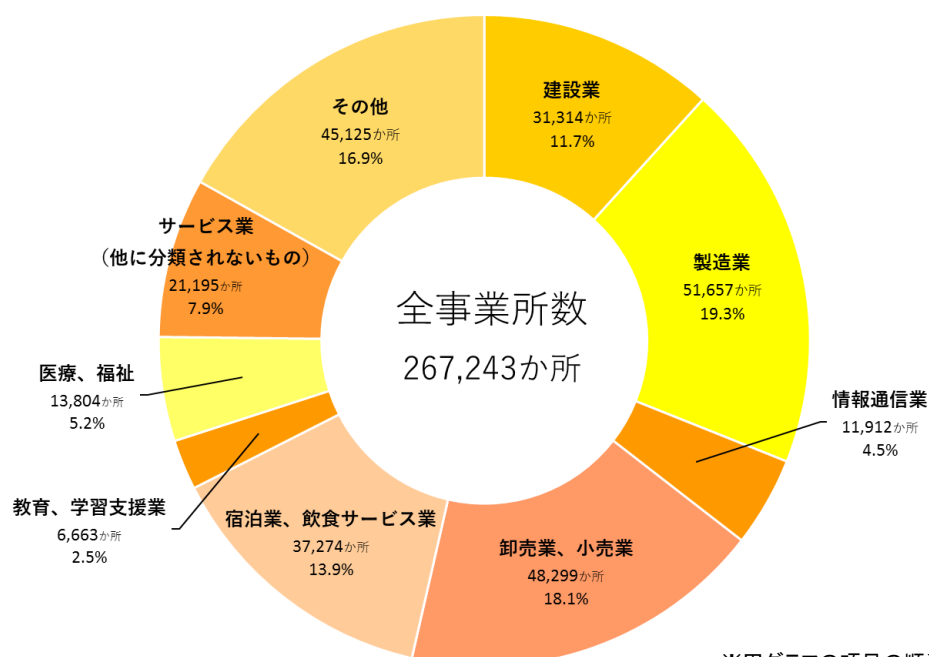
また、都道府県別の増加率をみると、沖縄が前年比で22.2%増加、千葉が同15.5%増加、栃木が同15.4%増加の順となっている。【参考-7】

(2) 産業別の割合をみると、「製造業」が19.3%、「卸売業、小売業」が18.1%、「宿泊業、飲食サービス業」が13.9%の順となっている。

また、産業別の増加率をみると、「建設業」が前年比で20.5%増加、「医療、福祉」が同18.0%増加、「卸売業、小売業」が同14.3%増加となっている。

【図6、別表4、参考-2】

図6 産業別外国人雇用事業所の割合



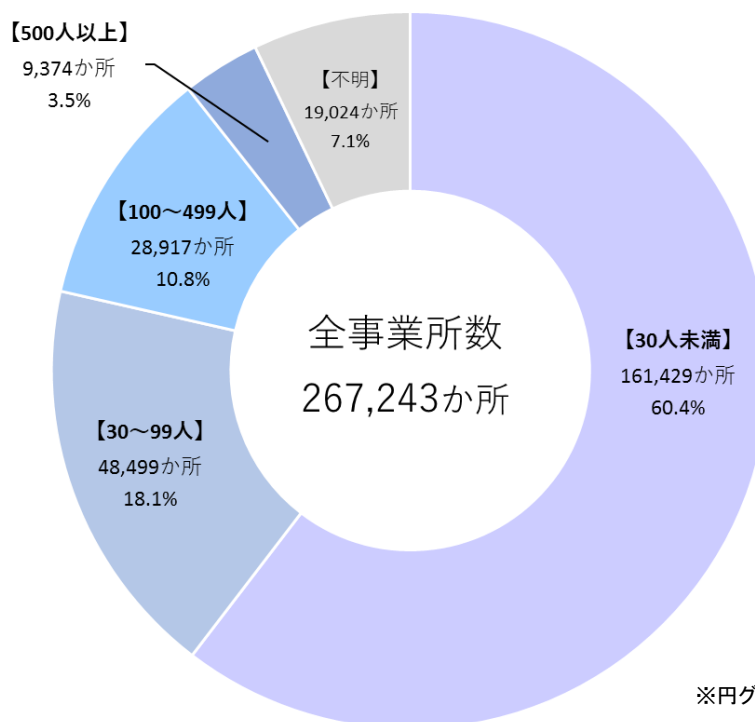
※円グラフの項目の順番は、
別表4の項目(産業)の順番に対応

(3) 事業所規模別の割合をみると、「30 人未満」規模の事業所が最も多く、事業所数全体の 60.4%を占めている。

事業所数はどの規模においても増加しており、特に、「30 人未満」規模の事業所では前年比で 11.3%増と、最も大きな増加率となっている。

【図 7、別表 8、参考-3】

図 7 事業所規模別外国人雇用事業所の割合



※円グラフの項目の順番は、
別表8の項目（事業所規模）の順番に対応

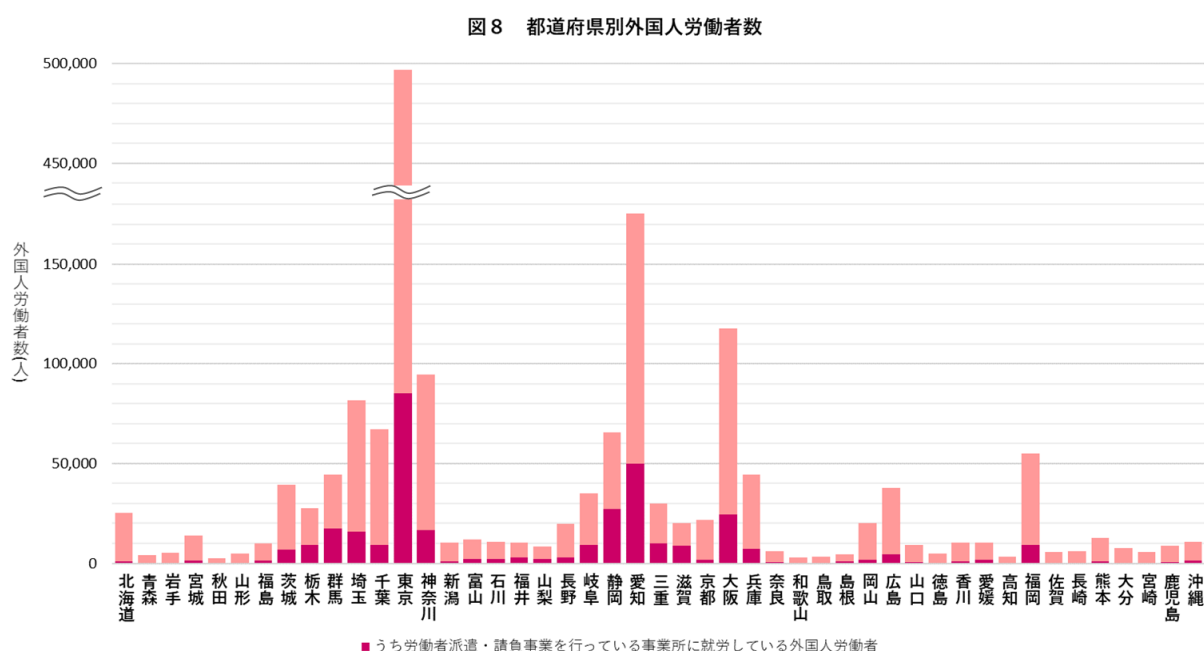
4 都道府県別・産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

(1) 都道府県別の割合をみると、東京が 28.8%、愛知が 10.2%、大阪が 6.8%の順となっている。

また、都道府県別に外国人労働者数の増加率をみると、福井が前年比で 13.3%増加、群馬が同 13.1%増加、大阪が同 11.6%増加の順となっている。一方で、石川、長野、岐阜、三重、滋賀などでは、前年比で減少している。

労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の割合をみると、滋賀が 44.1%、静岡が 41.4%、群馬が 39.5%の順となっている。

【図 8、別表 2、参考-7】



(2) 都道府県別・在留資格別にみると、当該都道府県内の外国人労働者のうち「専門的・技術的分野の在留資格」の割合が高いのは、東京 33.8%、京都 27.3%、沖縄 26.3%の順となっており、「技能実習」の割合が高いのは、宮崎 70.3%、愛媛 67.7%、鹿児島 66.9%の順となっている。

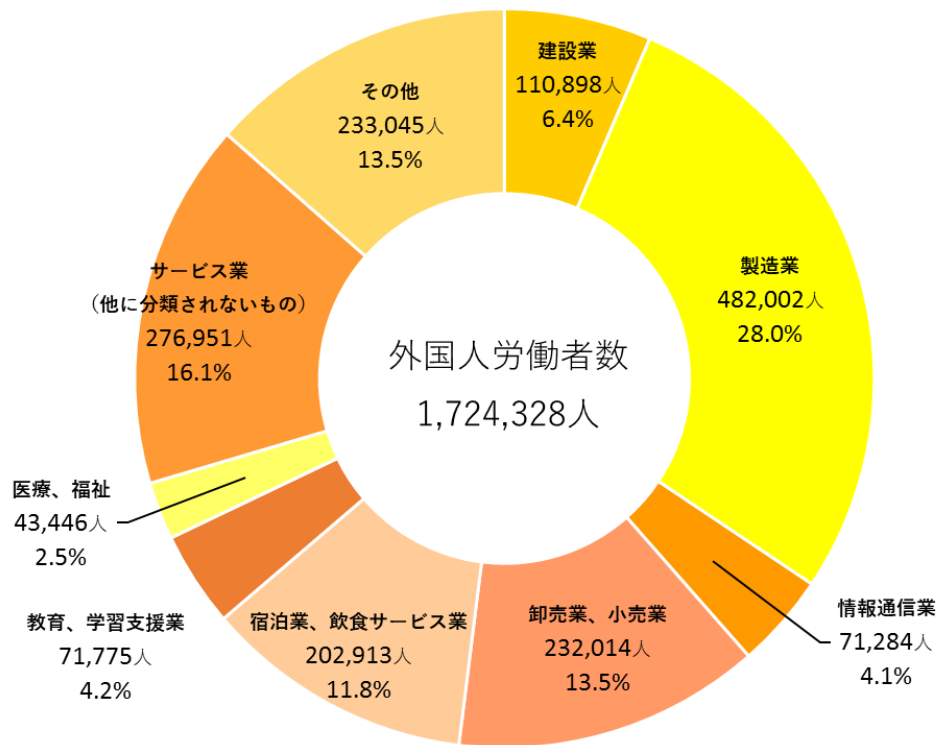
「資格外活動」(留学含む)の割合が高いのは福岡 39.6%、宮城 34.2%、東京 32.8%、「身分に基づく在留資格」の割合が高いのは、静岡 57.0%、滋賀 54.5%、山梨 51.6%の順となっている。【別表 3】

(3) 産業別の割合をみると、「製造業」が 28.0%を占め、次いで「サービス業(他に分類されないもの)」が 16.1%、「卸売業、小売業」が 13.5%となっている。

【図 9-1、別表 4】

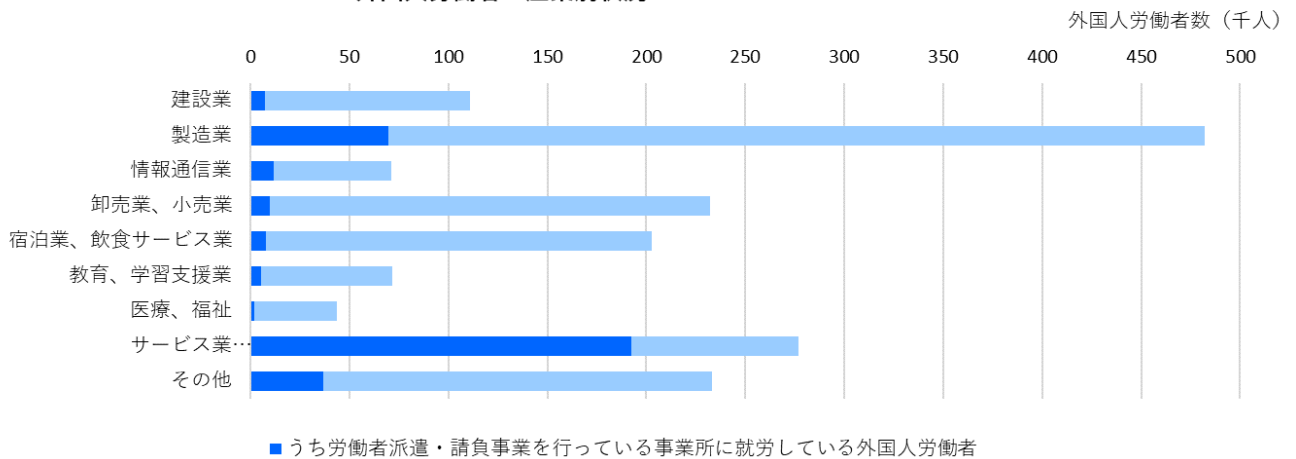
また、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の状況を産業別にみると、「製造業」では、同産業の外国人労働者数全体の 14.4%にあたる 69,415 人、労働者派遣業を含む「サービス業(他に分類されないもの)」では、同 69.4%にあたる 192,279 人となっている。【図 9-2、別表 4】

図 9-1 産業別外国人労働者数の割合



※円グラフの項目の順番は、
別表4の項目(産業)の順番に対応

図 9-2 労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している
外国人労働者の産業別状況



(4) 都道府県別・産業別にみると、多くの地域で「製造業」の割合が高く、特に愛媛では「製造業」が 63.4%となっている。また、東京では「宿泊業、飲食サービス業」、「卸売業、小売業」及び「サービス業 (他に分類されないもの)」の割合が高く、それぞれ 21.3%、19.2%、15.9%となっている。【別表 5】

在留資格別・産業別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」では、「製造業」17.9%、「情報通信業」15.4%、「卸売業、小売業」13.8%となっている。ま

た、「技能実習」では、「製造業」が 54.2%を占めている。「身分に基づく在留資格」では、「製造業」が 29.5%、「サービス業（他に分類されないもの）」が 23.5%となっている。【別表 6】

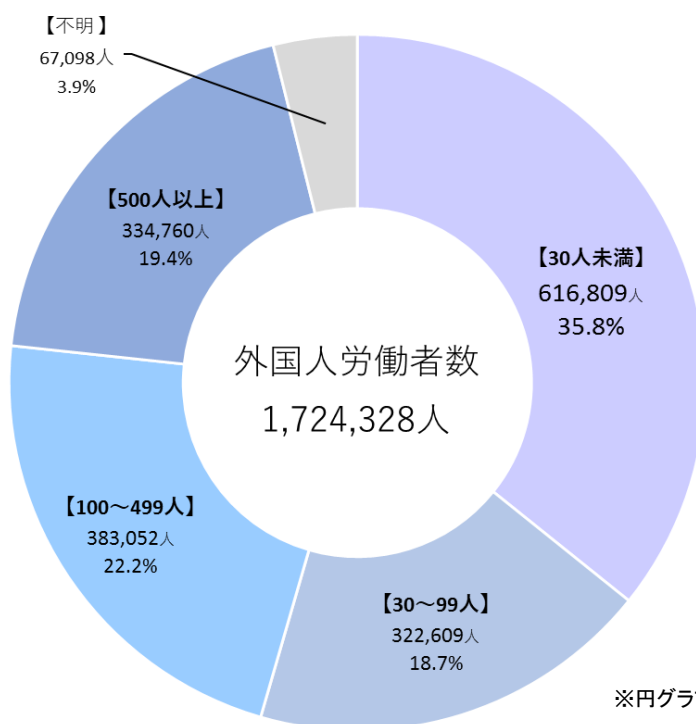
国籍別・産業別にみると、インドネシア、ブラジル、ペルー、ベトナム、フィリピン、中国では、「製造業」が最も高い割合を示し、それぞれ 42.5%、42.0%、38.7%、36.0%、35.6%、23.0%となっている。韓国では「卸売業、小売業」が 20.3%、ネパールでは「宿泊業、飲食サービス業」が 29.4%、G7/8 等では「教育、学習支援業」が 38.4%と最も高い割合を示している。

労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の構成比を国籍別にみると、ブラジルとペルーで割合が高く、それぞれ 52.6%、40.2%となっている。【別表 7】

(5) 事業所規模別にみると、「30 人未満事業所」で就労する者が最も多く、外国人労働者数全体の 35.8%を占めている。【図 10、別表 8】

なお、外国人労働者数はどの規模においても増加しており、特に 30 人以上 100 人未満の事業所では前年比で 5.2%増加し、最も大きな増加率となっている。

図10 事業所規模別外国人労働者数の割合



※円グラフの項目の順番は、
別表8の項目(事業所規模)の順番に対応